

第3回 福岡県道路メンテナンス会議

道路メンテナンスに関する話題

(国交省九州地方整備局 提供資料)

5ヶ年の点検計画の策定について

点検計画公表(5ヶ年分)

- ・各県の道路メンテナンス会議において、管理者毎の点検計画(5ヶ年分)を作成及び公表
- ・県全体で見た場合の平準化が図られるよう、必要に応じて調整
- ・点検計画の提出に向けた最終調整を行う

道路橋の他に、道路トンネル、横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識等についても、同様の様式にて公表する。

〇〇県【道路橋】点検計画 公表イメージ

(平成26年12月31日時点)

管理者名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
西日本高速道路(株)						
〇〇県道路公社						
国土交通省						
〇〇県						
〇〇市						
□□市						
△△町						
◇◇村						

〇〇県 5ヶ年点検計画 総括表公表イメージ

(平成26年12月31日時点)

施設名		点検年度					
		H26	H27	H28	H29	H30	合計
道路橋	点検数						
	割合(%)						
道路トンネル	点検数						
	割合(%)						
横断歩道橋	点検数						
	割合(%)						
シェッド	点検数						
	割合(%)						
大型カルバート	点検数						
	割合(%)						
門型標識等	点検数						
	割合(%)						

※割合(%)は、整数(少数第1位四捨五入)とする

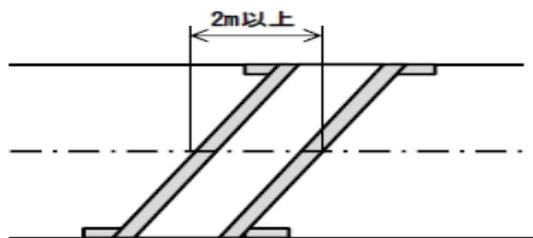
溝橋(カルバート)の取扱いについて

■橋長2m以上かつ土被り1m未満の溝橋(カルバート)を橋梁として取り扱う。

※橋梁として取り扱う溝橋(カルバート)は、道路の下を横断する道路や水路等の空間を得るために、盛土あるいは地盤内に設けられる構造物とし、**剛性ボックスカルバート(矩形(ボックス型))が対象**

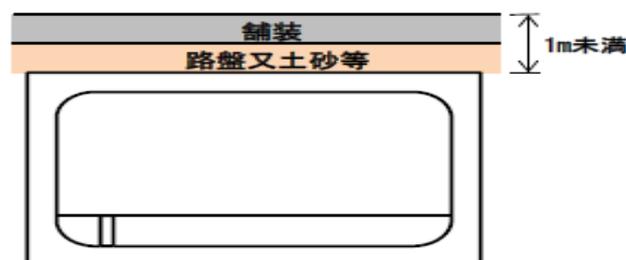
■橋長2m以上の考え方

・橋梁として取り扱う溝橋(カルバート)の橋長は、**外寸2m以上とし、カルバート上部道路の道路軸方向(斜角考慮)の長さを計測した値とする。**



■土被り1m未満の考え方

・溝橋(カルバート)の天端から、**歩車道等の上面の厚さが1m未満のもの。**
※土被り厚が測定的位置で異なる場合(車道部・歩道部等)は、最小値となる位置で判断するものとする。



跨道橋連絡会議(仮称)の設置について

- ・緊急輸送道路(高速道路、直轄国道、公社管理道路及び地方公共団体管理道路)を跨ぐ、道路法以外の施設(農道、林道、認定外道路、私道、水管橋等)の点検・診断、補修等の状況把握のため、「**跨道橋連絡会議(仮称)**」(議長:国道事務所長)を道路メンテナンス会議の下部組織として設置。
- ・初回の会議を平成26年度内に開催予定。(参加者は[上の管理者]、[下の管理者]を想定)
- ・鉄道橋については、鉄道の「**地方連絡会議**」において対応。(包括協議等)

高速道路・直轄国道を跨ぐ道路法以外の施設

精査中

県名	高速道路(H26.4.1現在)		直轄国道(H26.10.1現在)		計
	鉄道橋	鉄道橋以外	鉄道橋	鉄道橋以外	
福岡県	1	17	18	18	54
佐賀県	0	13	7	2	22
長崎県	0	22	1	4	27
熊本県	1	11	9	2	23
大分県	0	48	15	26	89
宮崎県	2	51	7	2	62
鹿児島県	0	57	5	18	80
九州計	4	219	62	72	357

※公社管理道路、地方公共団体管理道路については、現在調査中

4

跨道橋連絡会議(仮称)の設置について

道路技術小委員会資料より

今後の跨道橋・跨線橋の対応について

資料5-7

上の管理者 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外	
						その他	鉄道
高速会社						跨道橋 連絡会議 (仮称) 【道路メンテ ナンス会議の 下部組織】	地方連絡会議 <事務局> 整備局 運輸局
直轄	道路メンテナンス会議 【都道府県単位で設置済み】						
公社	<事務局> 国道事務所						
都道府県 市区町村 ※緊急輸送道路							
道路法外	その他	個別協議				—	—
	鉄道	地方連絡会議(整備局毎に設置済) <事務局>整備局・運輸局					—

5

- ・JR九州本社に対して、整備局より九州管内の跨線橋点検計画一覧表を提示。
- ・各県鉄道事業部等に対しては、各県道路メンテナンス会議より提示予定。
- ・橋梁毎の個別協定は、各道路管理者と鉄道管理者において実施することを想定。

◆九州管内における JR九州関連の跨線橋点検計画について (※H26.12時点 精査中)

	H26	H27	H28	H29	H30	合計
福岡県	52	80	58	46	54	290
佐賀県	6	19	41	11	7	84
長崎県	12	38	19	4	5	78
熊本県	37	23	24	2	19	105
大分県	30	52	27	25	24	158
宮崎県	22	33	18	12	17	102
鹿児島県	37	19	13	15	18	102
合計	196	264	200	115	144	919

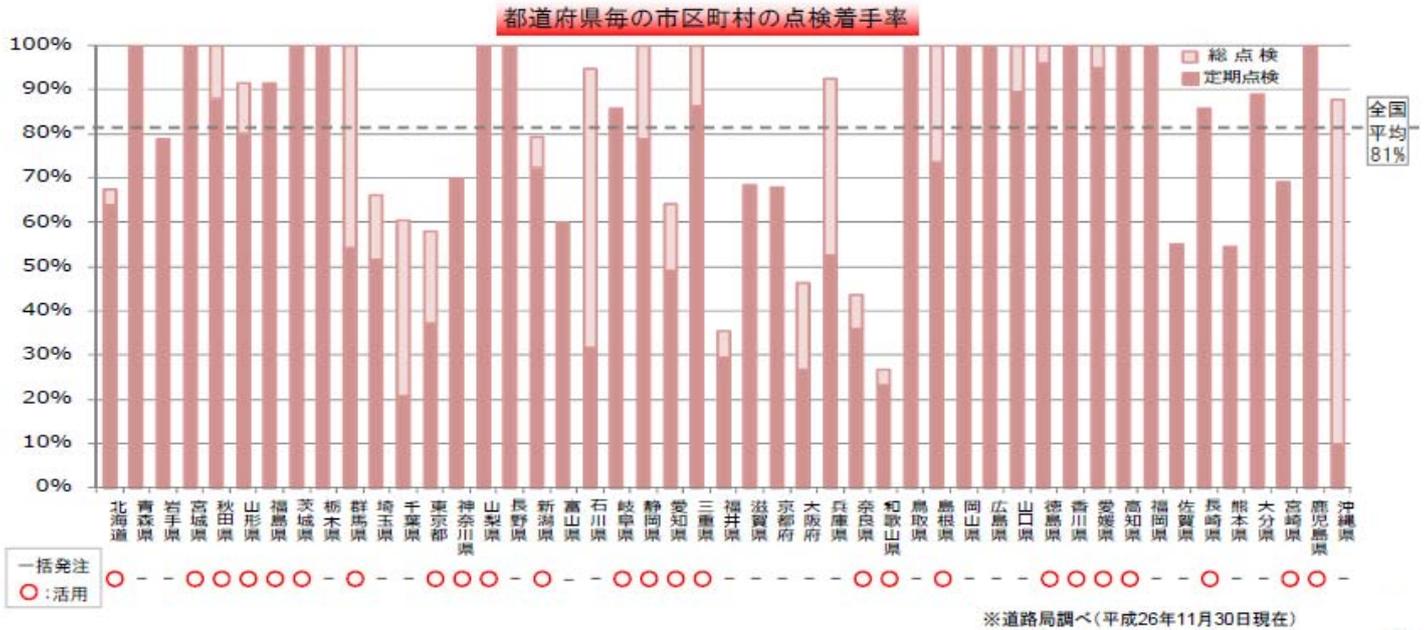
※直轄は、第三者被害予防措置点検含む。

点検計画表の個別表(例)

道路橋名	(ア)橋子	路線名	架設年次(西暦)	橋長(m)	幅員(m)	管理者名	管理事務所名	都道府県名	市区町村名	会社名(JR等)	支社名	保線区名	路線区別	路線名	上り駅	下り駅	鉄道管理者への委託希望	仮設内容等	H26	H27	H28	H29	H30
〇〇大橋	マルマルオオハシ	主要地方道〇〇線	1970	104.0	8.0	〇〇県	整備事務所	〇〇県	〇〇市	九州旅客鉄道	本社	〇〇鉄道事業部	新幹線以外の鉄道	〇〇本線	〇〇	▲▲	点検を含めて		〇				
〇〇橋(ローゼ)	マルマルハシ	一般都道府県道〇〇線	1959	150.3	10.6	〇〇県	整備事務所	〇〇県	〇〇市	九州旅客鉄道	本社	〇〇鉄道事業部	新幹線以外の鉄道	〇〇本線	〇〇	▲▲	点検を含めて		〇				
〇〇橋	マルマルハシ	一般都道府県道〇〇線	1981	228.0	11.5	〇〇県	整備事務所	〇〇県	〇〇市	九州旅客鉄道	本社	〇〇鉄道事業部	新幹線以外の鉄道	〇〇本線	〇〇	▲▲	足場のみ	軌陸車				〇	
〇〇跨線橋	マルマルコセンキョウ	主要地方道〇〇線	1982	17.6	10.5	〇〇県	整備事務所	〇〇県	〇〇市	九州旅客鉄道	本社	〇〇鉄道事業部	新幹線以外の鉄道	〇〇本線	〇〇	▲▲	足場のみ	高所作業車				〇	
〇〇跨線橋	マルマルコセンキョウ	一般都道府県道〇〇線	1979	18.4	7.5	〇〇市		〇〇県	〇〇市	九州旅客鉄道	本社	〇〇鉄道事業部	新幹線以外の鉄道	〇〇本線	〇〇	▲▲	足場のみ	軌陸車				〇	
〇〇橋	マルマルハシ	一般国道(指定区間外)一般国道〇〇号	1935	45.1	8.4	〇〇町		〇〇県	〇〇市	九州旅客鉄道	本社	〇〇鉄道事業部	新幹線以外の鉄道	〇〇本線	〇〇	▲▲	足場のみ	吊足場					〇
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

平成26年度の各都道府県における点検実施状況

- 1,721市区町村のうち、点検を実施(予定)するのは 約81%(1,392 市区町村)
 一括発注の実施見込みは25都道府県 <定期点検を実施:1,217市町村(71%)、総点検を実施:175市町村(10%)>
- 定期点検を実施(予定)するのは、地方公共団体の管理する道路橋約65万橋のうち、約6万橋<約9%>



定期点検結果の報告について

※道路インフラの現状や老朽化対策の必要性に関する国民の理解を促進するため、定期点検結果をとりまとめ全て公表する。

- ・各種定期点検要領(全国版)の「点検表記録様式※1」に記載し、提出※2
- ・毎年度の定期点検結果は、翌年度4月末までに道路メンテナンス会議に随時提出

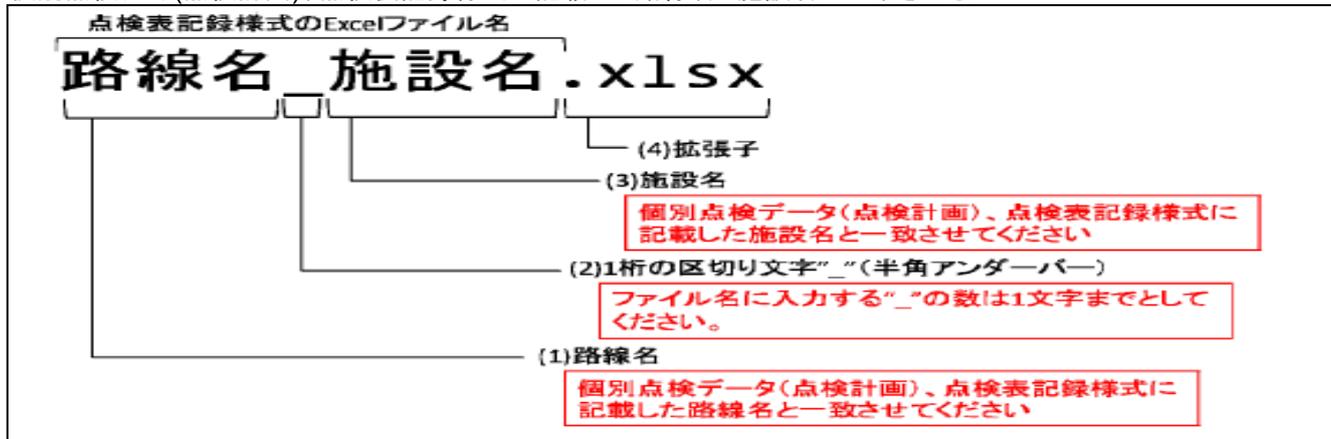
※1点検記録様式

国交省HPで公開中の「定期点検要領(技術的助言)点検表記録様式」(Excelファイル)
 URLコード→ <http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen.html>

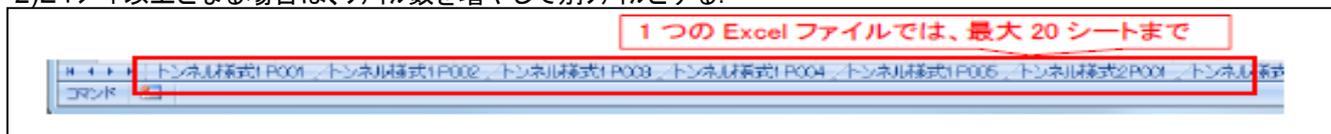


※2 点検表記録様式(Excelファイル)のファイル名の命名規則

- 1) “路線名”+“施設名”のファイル名とし、路線名と施設名の間は“_”(半角アンダーバー)1文字で区切り、1施設1つの点検表記録様式(Excelファイル)を基本。
- 2) 個別点検データ(点検計画)と点検表記録様式の関連付けを行うため、路線名と施設名は、個別点検データ(点検計画)、点検表記録様式に記載した路線名と施設名に一致させる。



- 1) 1つのExcelファイルのシート数は、最大20シートまでを上限。
- 2) 21シート以上となる場合は、ファイル数を増やして別ファイルとする。



定期点検結果の提出について(依頼)〈事務連絡 平成26年12月9日〉時に添付されてます、定期点検結果(点検表記録様式)のファイル名・シート名の命名規則(別紙1)及び点検表記録様式の緯度・経度情報の注意点について(別紙2)を参照に作成願います。

定期点検結果の報告について(記載例)

別紙3 点検表記録様式

様式1(その1)

橋梁名・所在地・管理者名等

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度	43° 11' 02"	
〇〇橋 (フリガナ)マルマルバシ	国道〇号	〇〇県△△市□□地先	経度	141° 19' 28"		
管理者名	点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)
〇〇県△△土木事務所	2013.5.〇	市道	有	一般道	二次	水道管

部材単位の診断(各部材毎に最悪値を記入)

点検者 (株)〇〇コンサルタント

点検責任者 △△ □□

部材名		判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、位置等が分かるように記載)	措置後の判定区分	変状の種類	措置及び判定実施年月日
上部構造	主桁	II	腐食	写真1、主桁02	I		2014.8.〇
	横桁	II	腐食	写真1、横桁02	I		2014.8.〇
	床版	III	ひびわれ	写真2、床版01	II	ひびわれ	2014.8.〇
下部構造		I					
支承部		I					
その他							

道路橋毎の健全性の診断(判定区分I~IV)

点検時に記録	措置後に記録
(判定区分)	(再判定区分)
III 部分的に床版の打ち替えが必要	II (再判定実施年月日) 2016.7.〇

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次	橋長	幅員
1984年	107m	11.8m



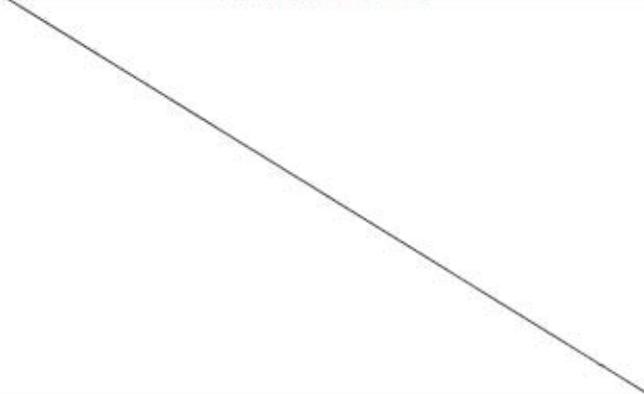
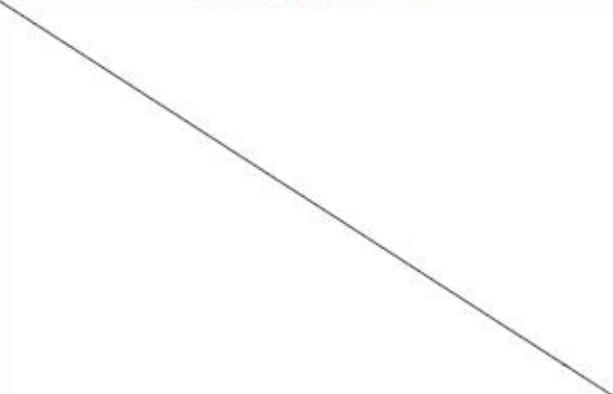
※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

様式(その2)

状況写真(損傷状況)

○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。

○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

<p>写真1 上部構造(主桁、横桁)【判定区分: Ⅱ】</p>  <p>主桁02、横桁02</p> <p>支承部【判定区分: 】</p>	<p>写真2 上部構造(床版)【判定区分: Ⅲ】</p>  <p>床版01</p> <p>下部構造【判定区分: 】</p>
	

12

意識調査アンケート結果について

道路技術小委員会資料より

資料5-11

地方公共団体意識調査結果について

【調査対象】

全地方公共団体(1,788団体)：都道府県(47)、政令市(20)及び市区町村(1,721)

【調査時点】

平成26年11月(調査期間：平成26年11月4日～12月4日)

【回答数】

1,788団体(47都道府県、20政令市、1,721市区町村)〔回答率 100%〕

※平成26年12月15日現在のとりまとめ状況

※なお、設問ごとに一部未記入や回答対象外のものなどがあるため、有効回答数は異なります。

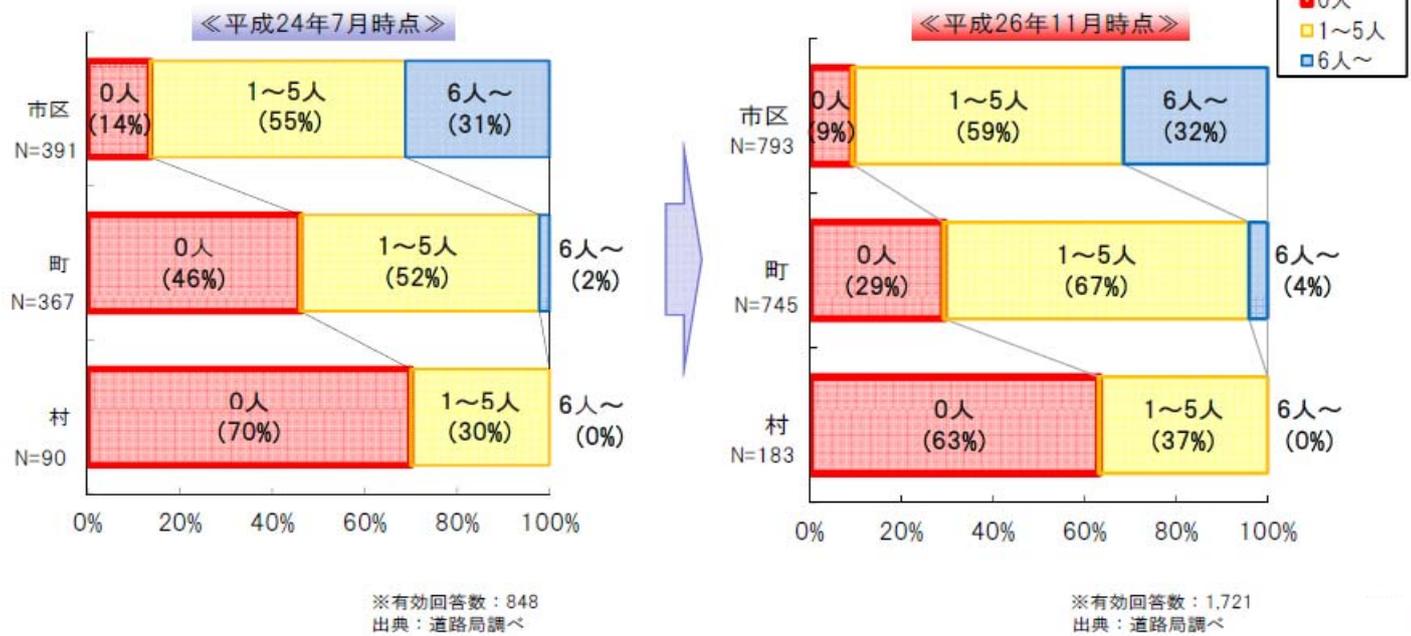
13

橋梁管理に携わる土木技術者数

資料5-11

○平成24年度に比べ、橋梁管理に携わる土木技術者が存在しない町は約5割から約3割へ、村は約7割から約6割へ減少

問：橋梁管理に携わる土木技術者の人数をお答えください。

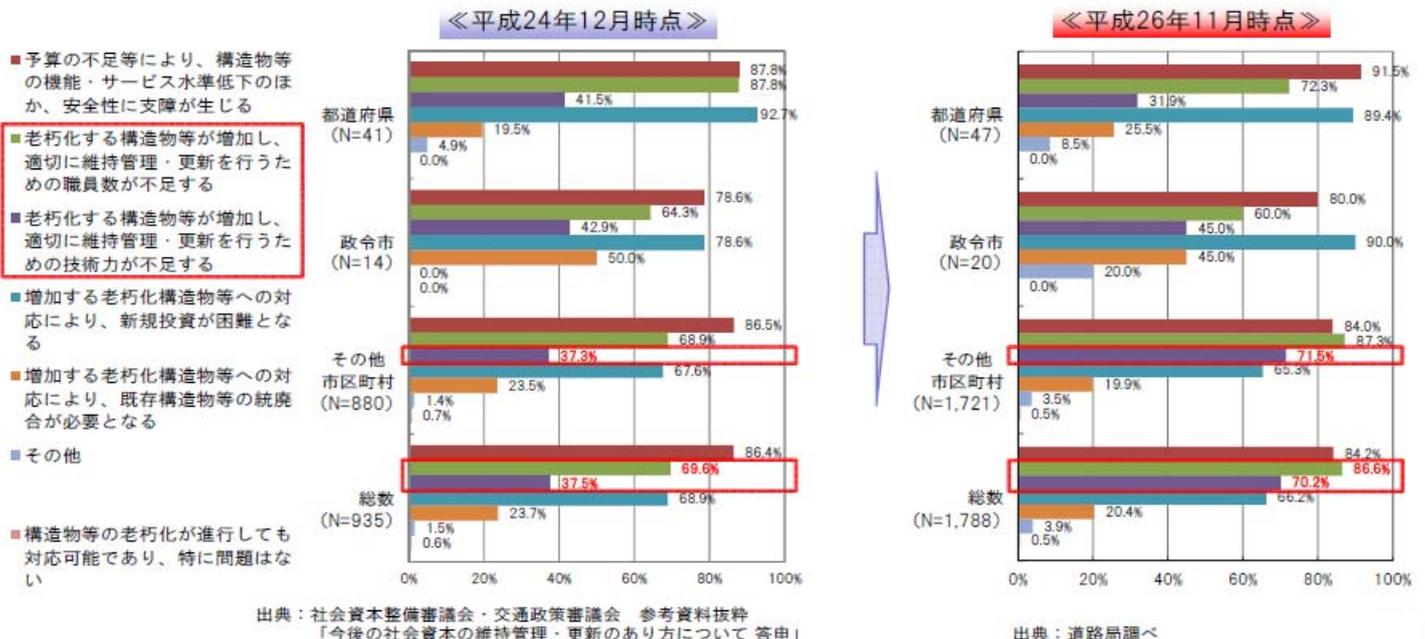


老朽化対策を進める上での懸念事項

資料5-11

○老朽化する構造物等が増加し、適切に維持管理・更新を行うための職員数または技術力が不足するとの懸念が高まっている。特に市区町村では、技術力不足に関する懸念が倍増

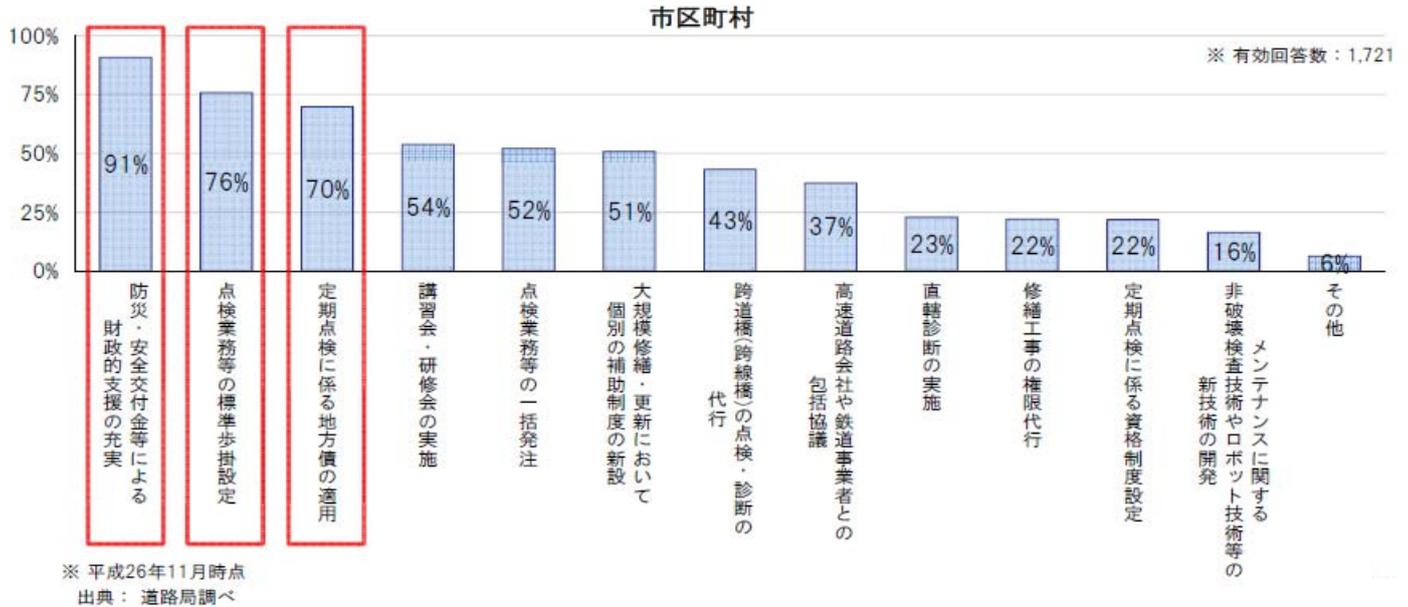
問：老朽化対策を進めるにあたり『今後の懸念すること』は何ですか。（複数回答可）



国に求める支援策

- 老朽化対策を進める上で国に求める支援施策として、「防災・安全交付金等による財政的支援策の充実」を挙げた市区町村は約9割
- その他「点検業務等の標準歩掛設定」や「定期点検に係る地方債の適用」が約7割

問：老朽化対策を進めるにあたり国に求める支援内容は何か。（複数回答可）



道路メンテナンス会議について

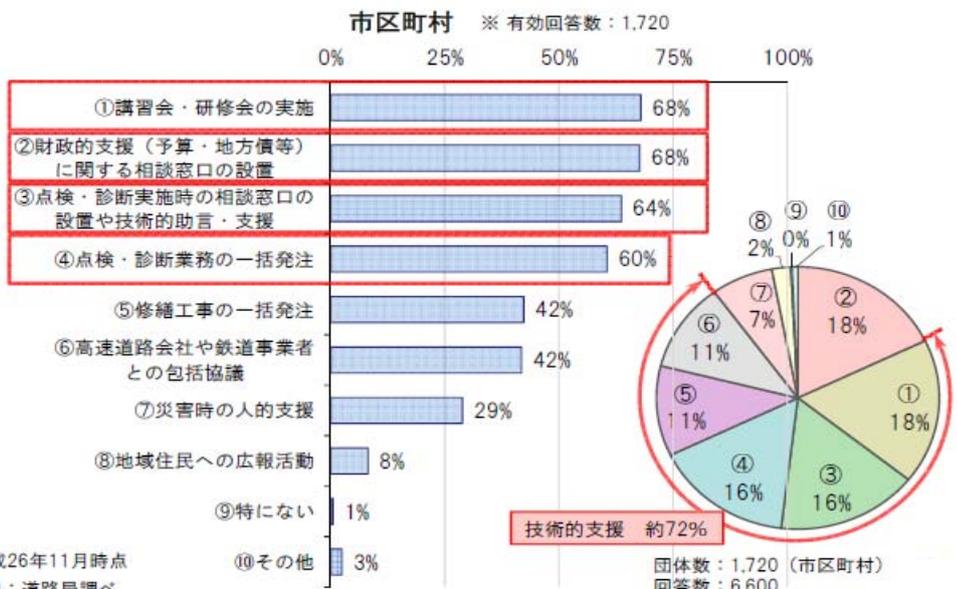
- ほとんどの市区町村で道路メンテナンス会議を必要と回答
- 道路メンテナンス会議で、技術的支援を中心に「講習会の実施」、「財政的支援に関する相談窓口の設置」、「技術的助言・支援の相談」および「一括発注」等の幅広い支援内容を要望

問：道路メンテナンス会議のような市町村を支援する体制は必要だと思いますか。

問：今後、道路メンテナンス会議で実施してもらいたい支援は何ですか。（複数回答可）



※四捨五入により端数処理されているため、合計が100%とならない



※ 平成26年11月時点
出典：道路局調べ

一括発注について

○約8割の市区町村で地域一括発注を必要と回答

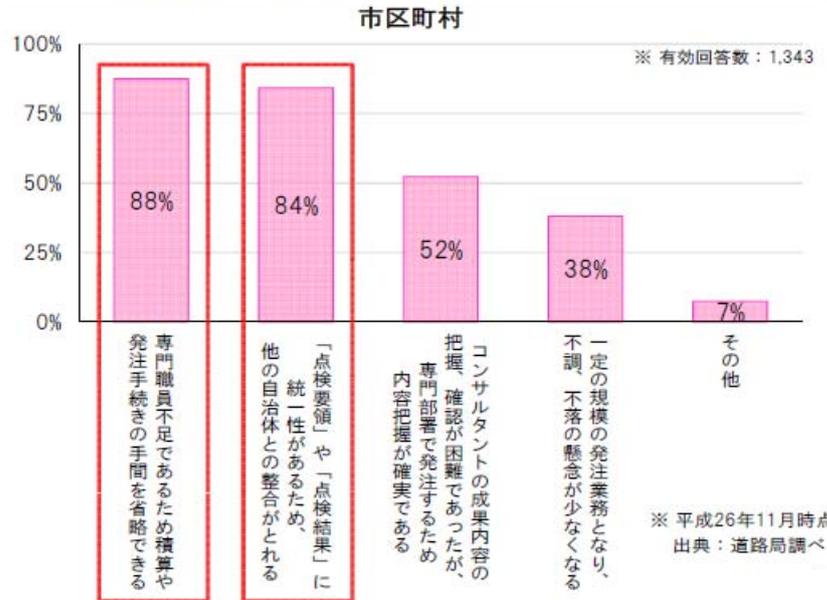
○8割以上が「積算・発注手続きの時間の省略」や「点検の質が確保出来る」等のメリットがあると回答

問：定期点検の地域一括発注は必要だと思いますか。



※ 平成26年11月時点
出典：道路局調べ

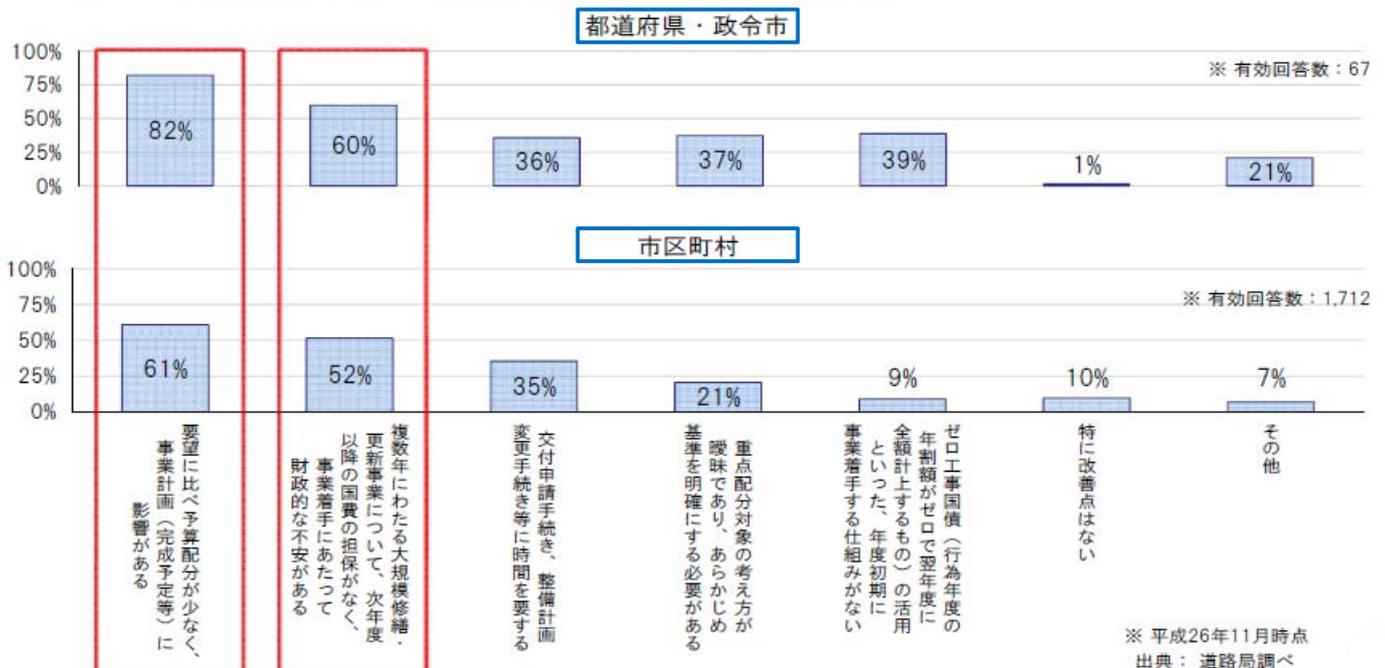
問：定期点検の地域一括発注を「必要だと思う」とした理由をお答え下さい。（複数回答可）



現行の交付金制度について

○現行の交付金制度は、「予算配分」や「複数年事業に係る国費の担保」などの財政的な不安があると半数以上が回答

問：現行の交付金制度について改善点等がありますか。（複数回答可）



◆開催状況

※H27.1.15時点

名称	開催日
福岡県道路メンテナンス会議 (会長:福岡国道事務所長)	H26年6月30日 10月27日 H27年1月15日
佐賀県道路メンテナンス会議 (会長:佐賀国道事務所長)	H26年5月30日 10月27日 H27年1月14日
長崎県道路メンテナンス会議 (会長:長崎河川国道事務所長)	H26年5月28日 10月30日 H27年1月15日
熊本県道路メンテナンス会議 (会長:熊本河川国道事務所長)	H26年5月29日 8月27日 H27年1月8日
大分県道路メンテナンス会議 (会長:大分河川国道事務所長)	H26年5月26日 10月30日 H27年1月15日
宮崎県道路メンテナンス会議 (会長:宮崎河川国道事務所長)	H26年5月28日 8月27日 H27年1月14日
鹿児島県道路メンテナンス会議 (会長:鹿児島国道事務所長)	H26年5月29日 10月29日 H27年1月13日



研修について(全国の状況)

道路技術小委員会資料より

資料5-9

研修について

○地方公共団体の職員を対象とした技術レベルに合わせた研修の実施

【研修の充実】

○橋梁、トンネル等の点検に関する研修について、**初級、中級、特論の3種類**を実施予定

<初級>

- ・地方公共団体の職員の技術力育成のため、点検要領に基づく点検に必要な知識・技能等を取得するための研修。
- ・本年9月より、全国の地方整備局等で開催し、**本年度は約30回開催、約1,000名が受講**
(うち、地方公共団体職員 約800名)

<中級>

- ・直轄国道の点検・修繕に必要な知識・技術を取得するための研修
- ・本年11月に、国土交通大学校で実施

<特論>

- ・専門的知識を有する職員の育成のため、三大損傷の発生メカニズム、対応等を取得するための研修
- ・今後実施予定(詳細検討中)

○平成26年度から、5年間の受講目標人数を**5,000名**と想定

【H25年度 講習会】

① 橋梁の日常管理・長寿命化修繕計画に関する技術講習会

(福岡・佐賀・長崎)(大分・宮崎)(熊本・鹿児島)に分け開催
(1日間、佐賀・宮崎・鹿児島)

対象: 自治体職員

参加人数: 160人(実績)

目的: 橋梁の日常管理、橋梁損傷・診断・補修事例等に関する講習会

講師: 直轄職員(本局)等

② 橋梁技術支援セミナー

(3日間、福岡市)

対象: 自治体職員及び直轄職員

参加人数: 69名(実績)

目的: 橋梁点検・診断技術の習得、橋梁損傷及び補修等の維持管理に係わる専門知識の習得

講師: 大学教授、国総研及び土研職員、直轄職員等

【H26年度 研修】

① メンテナンス研修 (九州独自)

(1~2日間、各県で開催)

対象: 自治体職員

予定人数: 各会場40名程度

時期: 9月~1月

目的: 橋梁、トンネルに係る点検要領を十分理解し、**発注者としての最低限の知識と技能の習得**

講師: 直轄職員等

② 点検エキスパート研修 (全国共通) (道路構造物管理実務者研修)

(3~5日間、九州技術事務所)

対象: 自治体職員及び直轄職員

予定人数: 80名程度

時期: 9月~12月

目的: 橋梁、トンネルに係る**点検・診断技術の習得**、損傷及び補修等の維持管理に係わる専門知識の習得

講師: 国総研及び土研職員、直轄職員等

■ 研修スケジュール

① メンテナンス研修

開催県	橋梁	参加者	トンネル	参加者	
福岡県	南部(福岡)	9/18~19	35	10/9	13
	北部(北九州)	9/10~11	23	12/9~10	8
佐賀県	10/16~17	43	1/15~16	(22)	
長崎県	12/2~3	47	11/18~19	19	
熊本県	11/20~21	38	11/27~28	17	
大分県	10/7~8	30	10/21~22	28	
宮崎県	11/5	26	11/25~26	16	
鹿児島県	1/26~27	(35)	11/6~7	17	

(): 予定

② 点検エキスパート研修(道路構造物管理実務者研修)

開催会場	橋梁初級 I	参加者	トンネル初級	参加者
九州技術事務所 (久留米)	9/29(月) ~10/3(金)	35 (10)	11/12(水) ~11/14(金)	24 (16)

(): 直轄

<開催状況>

11/20~21 熊本県



約450名(約30名)の地方公共団体職員(約90市町村)が受講予定

■現場見学会の開催

平成26年 7月 2日
Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土交通省 鹿児島国道事務所
大隅河川国道事務所

橋梁点検の現場見学会を開催します!!

国・地方ともに厳しい財務状況の中、鹿児島県内の老朽化した道路施設の維持管理・更新等を効率的・効果的に行うため、県内の道路管理者等からなる「鹿児島県道路メンテナンス会議」を本年5月29日に設立しました。また、道路法等の改正に伴い本年7月1日より市町村道の道路施設の点検についても、5年に1回の近接目視を基本とする点検が義務づけられたところから、「鹿児島県道路メンテナンス会議」での自治体への支援方策の一環として、国土交通省が行う橋梁の近接目視点検状況を各市町村の技術職員に見学していただき、各市町村が行う道路施設の保全業務に活かしてもらうことを目的として、下記のとおり見学会を開催します。

◆点検日時・場所

1. 日時：平成26年7月15日(火)～7月23日(水)
(日時の詳細については別紙①参照)
2. 場所：国道3号 出水大橋(出水市高尾野町)の外5橋を予定。
(別紙①参照)
3. 内容：橋梁の近接目視点検(損傷の位置・程度を把握します。)
点検イメージは別紙②のとおり
4. その他：雨天等により点検を中止する場合があります。
取材を希望される場合は、駐車場の関係から7月9日(水)までには下記へお問い合わせ下さい。

《問い合わせ先》

取材希望及び橋梁①～④に関する問い合わせ
■ 国土交通省 鹿児島国道事務所
技術副所長 日名子 信広 (内線：204)
保全対策官 西山 俊郎 (内線：306)
TEL 099-216-3111 (代表)

橋梁⑤⑥に関する問い合わせ
■ 国土交通省 大隅河川国道事務所
地域防災調整官 安仲 努 (内線：304)
道路管理課長 上原 良文 (内線：431)
TEL 0994-65-2541 (代表)



▲ 鹿児島県内での実施状況(H26.7.15(火)～23(水))

報道状況

南日本新聞、鹿児島建設新聞、MBC放送など、報道されました

国民への発信(HP・パネル展)

■HP・パネル展(道路の老朽化対策)資料の抜粋

◆事例紹介

国道3号 大川大橋

・平成8年に橋脚を補強した鋼板が、平成21年度定期点検において、塩害による著しい腐食が確認されました。

～概要～

施設名:国道3号 大川大橋(おおかわおおはし)
橋種:PC単純ボス騰T桁橋2連、鋼単純合成H形桁橋6連
橋長:207.2m(8径間)
竣工:1981年(築32年)

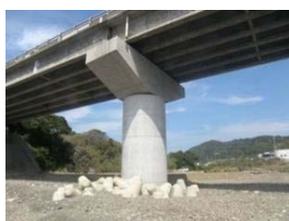


補修前



補強鋼板の腐食

補修後



橋脚の補強

国道208号 諸富橋

・平成14、15年及び平成23年に亀裂の補修や補強を行いました。平成25年の定期点検において、補修・補強していない箇所新たな亀裂が見つかりました。

～概要～

施設名:国道208号 諸富橋(もるとみばし)
橋種:鋼溶接単純トラス橋、鋼溶接2径間ゲルバートラス橋、鋼溶接ゲルバートラス橋、鋼溶接2径間ゲルバートラス橋、鋼溶接単純トラス橋
橋長:237m(5径間)
竣工:1955年(築58年)



補修前

補修後



磁粉探傷試験状況

主桁(横桁)の損傷(亀裂)



損傷(亀裂)箇所の補強

<点検パネル展「道の駅」やよい>



<点検パネル展「道の駅」おおさき>



<点検パネル展・松浦市>



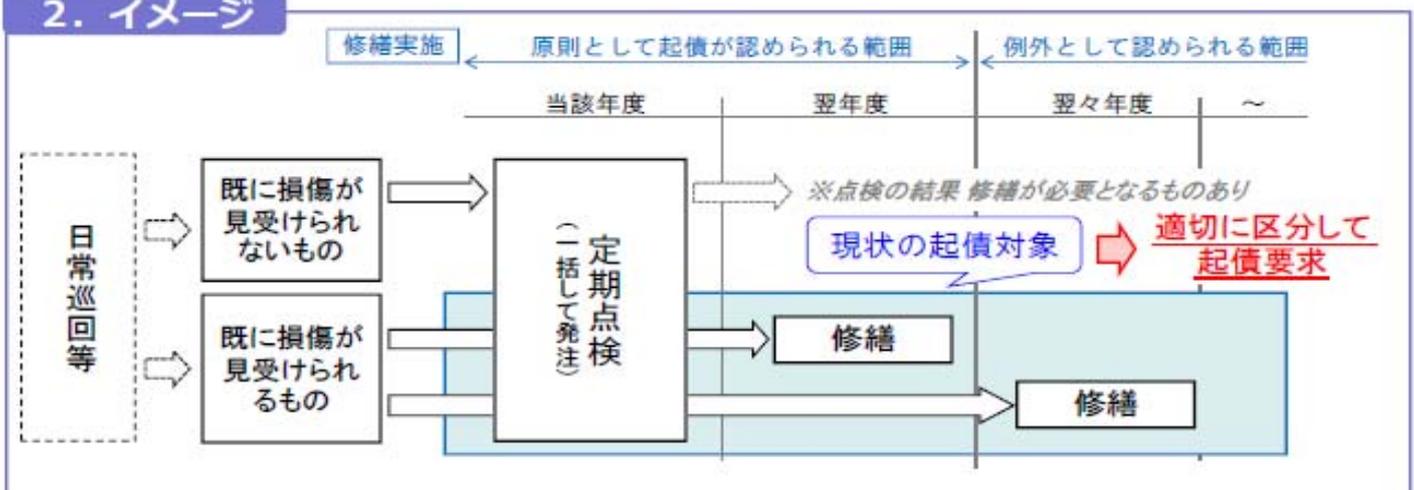
定期点検に係る地方債の取扱いについて

定期点検に係る地方債の取扱いについて

1. 概要

○定期点検に係る地方債の取扱いについては、平成26年3月31日事務連絡「道路の点検等にかかる地方債の取扱いについて(補足)」の記1, 2に該当する**地方債の対象となる点検等と、地方債の対象とならない点検等を一括して発注する場合であっても**、地方債の対象となる点検等について**適切に区分した上で起債要求することが可能**

2. イメージ



(案)

福岡県 5カ年点検計画

施設名		点検年度					
		H26	H27	H28	H29	H30	合計
道路橋	点検数	2,688	6,865	7,470	6,712	6,560	30,295
	割合(%)	9	23	25	22	22	100
トンネル	点検数	56	21	42	36	51	206
	割合(%)	27	10	20	17	25	100
横断歩道橋	点検数	41	132	64	87	48	372
	割合(%)	11	35	17	23	13	100
シェッド	点検数	0	4	2	2	2	10
	割合(%)	0	40	20	20	20	100
大型カルバート	点検数	29	58	39	71	52	249
	割合(%)	12	23	16	29	21	100
門型標識等	点検数	100	143	97	69	75	484
	割合(%)	21	30	20	14	15	100

※内訳については別紙参照

(H26.12.31現在)

※上記点検数は、同一施設において5カ年内に複数回点検を行う施設もあるため、施設数とは一致しないところもある。

※今後、予算の都合、関係者との協議等により変更する場合もあり得る。

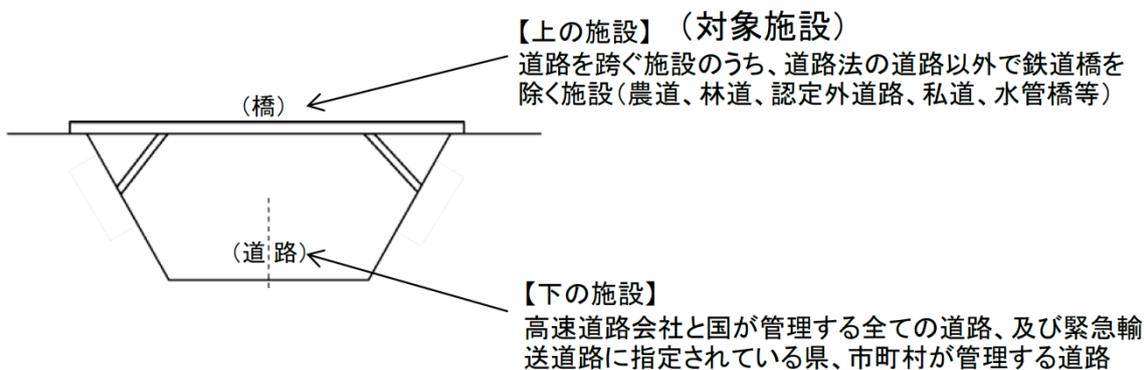
(別紙)福岡県 5カ年点検計画 各道路管理者の点検計画数

福岡県	道路橋						トンネル						横断歩道橋						シェッド						大型カルバート						門型標識等					
	H26	H27	H28	H29	H30	合計	H26	H27	H28	H29	H30	合計	H26	H27	H28	H29	H30	合計	H26	H27	H28	H29	H30	合計	H26	H27	H28	H29	H30	合計	H26	H27	H28	H29	H30	合計
点検数(割合)	2,688	6,865	7,470	6,712	6,560	30,295	56	21	42	36	51	206	41	132	64	87	48	372	0	4	2	2	2	10	29	58	39	71	52	249	100	143	97	69	75	484
道路管理者	9	23	25	22	22	100	27	10	20	17	25	100	11	35	17	23	13	100	0	40	20	20	20	100	12	23	16	29	21	100	21	30	20	14	15	100
西日本高速道路㈱	241	88	55	134	166	684	10	4	3	5	5	27	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	24	27	16	25	24	116	36	26	25	18	12	117
福岡北九州高速道路公社	25	68	75	106	70	344	0	0	5	10	8	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	1	1	4	12	43	46	59	28	51	227
福岡県道路公社	3	49	60	54	54	220	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	11
北九州市道路公社	1	1	1	1	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3	3
国土交通省	326	181	149	158	172	986	3	7	0	4	0	14	34	33	33	12	11	123	0	0	0	1	0	1	0	3	2	32	4	41	15	8	9	17	8	57
福岡県	833	1,022	1,155	1,029	1,112	5,151	27	2	24	2	26	81	1	33	18	13	14	79	0	2	2	1	1	6	3	18	14	10	7	52	0	35	0	0	0	35
北九州市	97	475	486	460	458	1,976	11	8	10	9	7	45	1	56	10	6	14	87	0	0	0	0	0	0	0	6	5	3	3	17	5	17	4	0	4	30
福岡市	50	250	252	551	841	1,944	0	0	0	5	0	5	0	0	0	47	0	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	4
古賀市	12	32	35	32	25	136	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇美町	5	62	0	0	0	67	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
篠栗町	9	47	38	43	29	166	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
志免町	5	3	17	34	35	94	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
須恵町	7	45	2	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新宮町	5	76	0	0	0	81	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久山町	5	24	33	24	24	110	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粕屋町	3	30	30	30	29	122	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
糸島市	32	158	190	190	190	760	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久留米市	23	698	461	357	291	1,830	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0
小郡市	1	2	195	144	136	478	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大刀洗町	2	16	89	0	0	107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うきは市	31	136	150	160	135	612	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大牟田市	84	85	144	83	88	484	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0
柳川市	176	174	219	275	445	1,289	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大川市	54	120	128	123	126	551	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みやま市	73	302	272	273	127	1,047	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大木町	1	132	128	49	31	341	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直方市	3	88	88	93	93	365	0	0	0	1	0	1	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小竹町	5	12	20	20	25	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鞍手町	3	14	163	1	1	182	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮若市	10	197	193	0	0	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊前市	2	2	144	133	0	281	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
築上町	3	85	83	86	84	341	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉富町	7	0	24	0	3	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上毛町	17	17	53	38	0	125	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
行橋市	43	48	161	45	44	341	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
苅田町	10	29	40	26	0	105	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0
みやこ町	11	37	26	93	115	282	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
朝倉市	36	209	190	196	144	775	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筑前町	32	107	77	42	66	324	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東峰村	5	23	19	16	18	81	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八女市	57	411	423	434	435	1,760	2	0	0	0	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筑後市	10	146	145	132	121	554	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広川町	10	40	38	41	32	161	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中間市	3	46	44	43	37	173	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芦屋町	4	18	0	0	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水巻町	8	14	44	45	16	127	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

福岡県跨道橋連絡会議（仮称）の設立について

1. 背景・目的

- 高速道路を跨ぐ跨道橋の一部について、点検実施状況が不明となっていることなどが、会計検査院に指摘され、平成26年6月9日に参議院決算委員会にて「政府は全ての跨道橋等の緊急点検結果を速やかに公表し、必要な補修等を行うこと」などの警告決議がなされたところ。
- このため、道路を跨ぐ施設のうち、鉄道橋を除く道路法の道路以外の施設の点検や修繕等の実施により、災害時における緊急輸送道路ネットワークの確保等を図るために、対象施設の管理者と関係する道路管理者が情報共有し、必要な事項について協議調整することを目的とした、「福岡県跨道橋連絡会議（仮称）」を設置する予定。



2. 会議の位置付け

- 福岡県道路メンテナンス会議の下部組織として設置

3. 取り組み（案）

- 跨道橋の占用許可者として、跨道橋の施設管理者に以下を依頼
 - ・対象施設について、省令に準じ点検・診断を定期的実施
 - ・点検計画の策定
 - ・点検・診断結果について、道路管理者に報告
 - ・診断結果が「速やかな修繕が必要」な場合は、速やかに修繕工事を実施

4. メンバー

- 対象施設の管理者及び関係する道路管理者

<今後の予定>

- 今年度内に、第1回福岡県跨道橋連絡会議（仮称）を開催

今後の跨道橋・跨線橋の対応について

資料5-7

上の管理者 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外	
						その他	鉄道
高速会社						跨道橋 連絡会議 （仮称） 【道路メンテ ナンス会議の 下部組織】 <事務局> 国道事務所 	地方連絡会議 <事務局> 整備局 運輸局 
直轄	道路メンテナンス会議 【都道府県単位で設置済み】						
公社	<事務局> 国道事務所						
都道府県 市区町村 ※緊急輸送道路	 						
道路法外	その他	個別協議				—	—
	鉄道	地方連絡会議（整備局毎に設置済） <事務局>整備局・運輸局 				—	—

跨道橋連絡会議（仮称）の対象施設数について

（精査中）

上の管理者 下の管理者	道路法外（鉄道を除く）				
	認定外道路	水管橋	農道橋	その他構造物	計
	施設数 （管理者数）	施設数 （管理者数）	施設数 （管理者数）	施設数 （管理者数）	施設数 （管理者数）
西日本高速道路（株）	13 (8)	3 (2)	1 (1)	0	17 (11)
国土交通省	0	8 (4)	1 (1)	9 (7)	18 (12)
福岡北九州高速道路公社	6 (1)	0	0	0	6 (1)
福岡県	2 (2)	7 (4)	3 (2)	8 (6)	20 (14)
北九州市	2 (1)	1 (1)	0	7 (4)	10 (6)
計	23 (12)	19 (11)	5 (4)	24 (17)	71 (44)

※補助国道、都道府県道、市町村道については、「緊急輸送道路」に指定されている道路を対象。

※「その他構造物」とは、建物間通路、ベルトコンベアー等がある。

(案)

福岡県道路メンテナンス会議 規約

(名称)

第1条 本会は、「福岡県道路メンテナンス会議」(以下、「会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 会議は、福岡県内の各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、適切な道路施設の保全を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について所掌する。

- (1) 道路施設の維持管理等に係る管理者意識の浸透・情報共有に関すること。
- (2) 道路施設の点検・診断及び措置等の集約・調整・支援に関すること。
- (3) 道路施設の維持管理技術に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(組織)

第4条 会議は、別表一1に定める福岡県内の各道路管理者で構成するものとする。

2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし会長は国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長、副会長は国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長、福岡県国土整備部道路維持課長及び西日本高速道路株式会社九州支社久留米高速道路事務所長とする。

3. 会議は会長の招集により開催するものとし、会議進行は会長が務める。

4. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。

5. 会議には、必要に応じ会長が指名するものを出席させることができる。

(専門部会)

第5条 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるとする。

2. 「専門部会」として、『福岡県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会』、『福岡県跨道橋連絡協議会』を置く。

(幹事会)

第6条 会議には、幹事会を置く。

幹事会は、別表一2に定める道路管理者で構成し、次の事項にかかわる事務をつかさどる。

- (1) 会議における協議課題の調整
- (2) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (3) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

(案)

(事務局)

第7条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所道路係全課、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所管理第二課、福岡県国土整備部道路維持課、西日本高速道路株式会社九州支社久留米高速道路事務所担当課及び北九州高速道路事務所担当課が担うものとする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、本会議の承認を得て行うことができる。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年6月30日から施行する。

本規約は、平成27年1月15日から施行する。(一部改正)